

## 専門委員からのコメント

## <石見専門委員からのコメント>

### 1. P15、13～14 行目

H22 年度のトランス脂肪酸の調査報告書によると、H22 年度の分析では、分析に供した業務用試料はマーガリン工業界や製造者から提供を受けているなど、分析結果にバイアスがかかっている可能性があります。このことは H18 年度のデータとの比較において重要な要素であるため、以下のように H22 年度報告書に忠実な記載をする必要があると考えます。

旧：「業務用試料については、製造量の多い製品 19 製品を用いた（業務用試料については、平成 18 年度事業との製品の連続性はない）」 →

新：「業務用試料については、製造量の多い製品 19 製品を用いた（業務用試料については、日本マーガリン工業会並びに製造者より提供を受けたものである。なお、平成 18 年度事業ではインターネットにて購入したことから、業務用試料については製品の連続性はない）」

### 2. P19、10 行目

WHO の「推奨基準」とされていますが、この場合、推奨基準ではなく、「勧告」または「勧告基準」という文言が適切だと考えられます。以前の食品安全委員会のトランス脂肪酸のファクトシートにおいても「勧告」という表現が使われています。

### 3. P19、11 行目

58 頁 25～26 行目にありますように、2008 年にジュネーブで開催された FAO/WHO 合同専門家会合で最新の知見を評価した報告書（2009 年）では、最終的な結論として、「トランス脂肪酸の平均摂取量を、一日摂取エネルギーの 1%未満とすべきとの現在の推奨基準を見直す可能性を認めている」とのことですので、これについて 19 頁 11 行目の後に記載する必要があると考えます。